

**鳥取県西部広域行政管理組合 建築関連工事に係る公募型指名競争入札及び一般競争入札
応募条件表（令和２年度予算から適用）**

- 1 本資格表は、あくまで通常の場合に調達公告で設定する応募条件について定めたものであり、実際には工事内容により必要に応じて条件を変更することがあるので注意すること。
- 2 本表に掲載した工種の工事のうち、予定価格が本表に掲載していない価格帯（１．５億円未満等）のものについては、通常の場合、「圏域内」・「単独」で発注し、他に特別な条件は設定しないことを原則とする。

工種	予定価格	単独・ＪＶ	主たる営業所所在地、条件区分、点数、 １級技術者数等 ※単独発注の場合は、代表者欄に記載		摘要
			代 表 者	それ以外の構成員	
建築一式 工事 (一般)	１．５億円以上 ２億円未満	単独	圏域内 Ａ－１区分のうち１級 技術者数３人以上		
	２億円以上 ４億円未満	ＪＶ (２者)	圏域内 Ａ－１区分のうちＰ ８６０点以上及び１級技 術者数３人以上	圏域内 Ａ－１、Ａ－２又はＢ区 分のうち１級技術者 数１人以上	
	４億円以上 １０億円未満	ＪＶ (３者)	圏域内 Ａ－１区分のうちＰ ８６０点以上及び１級技 術者数３人以上	２者 圏域内 Ａ－１、Ａ－２又はＢ区 分のうち１級技術者 数１人以上（うち１者 はＡ－１区分のうち１ 級技術者数３人以上）	
	１０億円以上 ２４．１億円未満	ＪＶ (３者)	圏域内 Ｐ９００点以上 又は 圏域外 Ｐ１，２００点以上	２者 圏域内 Ａ－１区分のうち１級 技術者数３人以上 又は圏域外、Ｐ９２０点 以上	
	２４．１億円以上	ＪＶ (４者)	Ｐ１，２００点以上	３者 Ｐ９２０点以上	
電気工事	１．５億円以上 ２億円未満	ＪＶ (２者（うち １者は圏域 内に限る）)	圏域内 Ａ－１区分のうち１級 技術者数２人以上 又は準圏域内	圏域内 Ａ－１区分のうち１級 技術者数２人以上 又は準圏域内	
	２億円以上 ５億円未満	ＪＶ (３者（うち ２者は圏域 内に限る）)	圏域内 Ａ－１区分のうち１級 技術者数２人以上 又は準圏域内	２者 圏域内 Ａ－１区分のうち１級 技術者数２人以上 又は準圏域内	
	５億円以上	ＪＶ (３者)	Ｐ１，１００点以上	２者 圏域内 Ａ－１区分のうち１級 技術者数２人以上	

管工事	1.5 億円以上 2 億円未満	J V (2 者(うち 1 者は圏域 内に限る))	圏域内 A-1 区分のうち 1 級 技術者数 2 人以上 又は準圏域内	圏域内 A-1 区分のうち 1 級 技術者数 2 人以上 又は準圏域内	
	2 億円以上 5 億円未満	J V (3 者(うち 2 者は圏域 内に限る))	圏域内 A-1 区分のうち 1 級 技術者数 2 人以上 又は準圏域内	2 者 圏域内 A-1 区分のうち 1 級 技術者数 2 人以上 又は準圏域内	
	5 億円以上	J V (3 者)	P1, 100 点以上	2 者 圏域内 A-1 区分のうち 1 級 技術者数 2 人以上	

- (注) 1 「圏域」とは、組合を構成する市町村を範囲とし、当該範囲内に主たる営業所を有する者を「圏域内業者」とする。
- 2 「A-1 区分」、「A-2 区分」及び「B 区分」、は、鳥取県西部広域行政管理組合参加希望型指名競争入札参加条件設定基準（以下「参加希望型入札参加条件設定基準」という。）別表 1 に規定する工種ごとの条件区分とする。
- 3 「1 級技術者数」は、参加希望型入札参加条件設定基準第 4 条に規定する 1 級技術者職員数とする。
- 4 「P」は、希望型入札参加条件設定基準第 4 条に規定する総合評定値とする。
- 5 「準圏域内」は、「P」が 860 点以上あり、かつ、圏域内の支店等に電気工事にあつては 15 名以上、管工事にあつては 20 名以上の技術者を常に備えている圏域外業者とする。